

子どもたちに豊かな放課後を

放課後児童クラブ員を募集

市では、仕事などで保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後や長期休暇等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として、市内4つの児童センターで放課後児童クラブを開設しています。

今回、次のとおり平成27年度の入会児童を募集します。



■入会方法

1月30日（金）より、各児童センターにて申込書類一式を配布します。

クラブの見学を兼ねて、各児童センターへご来館ください。

■申込期間

1月30日（金）
～2月20日（金）
（月～金曜日10時～18時）

■申込場所

希望する児童センター窓口

■その他

クラブ入会には条件等があります。入会案内を熟読された上でお申込ください。また、定員を超える申込があった場合は、ご希望に添えないこともあります。

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当
（内線174・175）

※土曜日の利用は事前登録制で、葎崎児童センターでの合同開催になります。

■開設時間

【月～金曜日】
12時～19時
【土曜日・学校長期休暇等】
7時30分～19時

■年間利用（月額会員）

※ 小学校1～6年生の放課後留守家庭等の児童

区分	単位	第1子	第2子
基本利用料	月額	2,500円	1,300円
長期休業期間利用料の加算	夏季休業日の期間	1期間 3,000円	1,500円
	冬季休業日の期間	1期間 1,000円	500円
	学年末休業日及び学校始休業の期間	1期間 1,000円	500円
延長利用（18時30分以降）の利用料	1回	100円	100円

■1日利用（小学校1～6年生で月額会員以外）

※ 放課後帰宅せず直接来館する、授業の無い日に昼食を持参する場合

区分	単位	第1子	第2子
授業のある日の利用（放課後の利用）	日額	300円	200円
授業のない日の利用（土曜日、夏休み等）	日額	600円	300円
延長利用（18時30分以降）の利用料	1回	100円	100円

・第1子、第2子の数え方
同一世帯・同一クラブをきょうだいで利用する場合に、年少の児童から順番に数えます。第3子以降は無料です。

・利用料の免除
「生活保護世帯」「ひとり親世帯・障がい者または障がい児のいる世帯で、市民税が非課税の世帯」は無料です。

農業委員会 選挙人名簿の縦覧

毎年1月1日現在で調整している「農業委員会委員選挙人名簿」の縦覧を実施します。

この名簿に登録されていないと、農業委員会委員選挙の有権者になれません。登録漏れや誤りがあれば、この期間中に異議の申し立てができますので、必ず縦覧しておきましょう。

■名簿の縦覧期間

登録漏れ、選挙権のない者の登録、二重登録等を防ぐための期間です。

3月31日に確定される選挙人名簿に登録されない場合は、農業委員の選挙に投票することができなくなります。

■縦覧日時

2月23日（月）
～3月9日（月）

8時30分～17時

■縦覧場所

市役所3階総務課

■問い合わせ

市選挙管理委員会
（内線333）

■市内の児童クラブ一覧

児童クラブ名	住所・電話番号	定員
葎崎児童クラブ	葎崎市本町2丁目1番7号 葎崎児童センター内 ☎22-7687	50名
北東児童クラブ	葎崎市藤井町駒井2248番地1 北東児童センター内 ☎23-5550	50名
北西児童クラブ	葎崎市清哲町青木1078番地1 北西児童センター内 ☎22-1775	50名
第1 甘利児童クラブ	葎崎市大草町上条東割788番地 甘利児童センター内 ☎23-1535	50名
第2 甘利児童クラブ		50名

